

02-020

震災後の福島県郡山市における肥満傾向児
と非肥満児との体力・運動能力の比較菊池 信太郎^{1,2,3}、岸本 あすか¹、高橋 千春¹¹医療法人仁寿会 菊池記念こども保健医学研究所、²NPO法人 郡山ベップ子育てネットワーク、³郡山市震災後子どものケアプロジェクト

【趣旨】

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う放射線拡散事故により、福島県郡山市の子どもたちは長期間にわたる屋外活動制限を強いられてきた。現在では屋外活動制限は解除されたものの、その影響は大きく実際に肥満傾向児の増加や体力・運動能力の低下がみられている。私たちは震災以降、この点に着目した調査を継続してきたが、今回、肥満傾向と体力・運動能力との関係について検討したので報告する。

【方法】

対象は平成25年度に体力・運動能力調査を行った福島県郡山市市内の全1～6学年児、計17,602人。肥満度20%未満の児童を「非肥満群」、20%以上の児童を「肥満群」に分類し、両群における体力・運動能力の結果を比較した。なお、体力・運動能力調査は文部科学省の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの8項目）を用い、肥満度の算出は「児童生徒の健康診断マニュアル（日本学校保健会）」によった。

【結果】

男児女児ともに全ての学年において、20mシャトルラン・50m走・立ち幅とびの項目で、肥満群の平均値が非肥満群の平均値を下回っていた。また、男児女児ともに全ての学年において、上体起こしおよび反復横とびの項目でも、肥満群の平均値は非肥満群の平均値を下回っていた。両群の平均値の差は、学年が上がるに従い拡大していく傾向にある。さらに、全国の平均値を偏差値50としてTスコアに換算し、両群と比較した結果、非肥満群では全国との差はあまり見られないのに対し、肥満群では前述の項目で全体に比して下回っていた。

【考察】

非肥満群と肥満群の差は、走・跳・投および持久力において目立っていた。これらの項目は、体力・運動能力の基本的要素であり、肥満の影響が強く影響していることを示している。一方で、生活筋力と言われる握力や柔軟性に目立った差は見られず、これらの項目においては学童期までは肥満の影響が少ない。また、非肥満郡の体力・運動能力は全国とほとんど変わらないことから、郡山市全体の体力・運動能力低下は、肥満群に属する児童数が多いことを示唆する。一般的に肥満の子どもは運動嫌いで苦手な傾向があると言われている。単に肥満の解消のために運動を推奨するのではなく、生活習慣の一環として楽しく運動ができる工夫や、苦手でも運動してみようという意欲を高める働きかけが必要である。

02-021

遊び場のリスクマネジメント
—リスク・ベネフィットアセスメントの有効性に関する一考察

松野 敬子

神戸常盤大学 教育学部 こども教育学科

【目的】

遊具という、子どもが挑戦しつつ楽しむことを目的とした製造物は、失敗を誘発しやすく事故のリスクが高いが、反面、「失敗から学ぶ」という視点も外し難く、事故防止対策は困難さを抱えている。そういった意味で、遊具の事故防止論じるためには、リスクマネジメントの視点が欠かせない。その手法として、英国では「リスク・ベネフィットアセスメント（RBAと表記）」という手法が用いられており、この手法の有効性を考察した。

【方法】

遊具の安全規準が誕生し13年が経過したが、この間、遊び場の安全性が向上したかを検証し、それを踏まえ、よりよい遊び場のリスクマネジメントの在り方を探るために、RBAに関する文献研究を行った。

【結果】

国土交通省により3年毎に実施されている、全国の都市公園等における遊具の設置状況等の調査結果によれば、遊具の設置後20年以上経過しているものが46.5%にのぼる。これは、規準に合致していない遊具が50%近くあることを意味しており、規準が遊び場の安全性に貢献していないことが推認される。その要因は数々に考えられるが、規準が、「遊びの価値であるリスクは保有、ハザードは除去」といった不明瞭な目的を掲げたことに注目した。リスクは危害の可能性であり、そのマネジメントが重要である。しかし、リスクを語りながらマネジメントを論じておらず、我が国の遊び場は、遊びの価値として取って危険を残しているというより、その危険が遊びの価値であるかどうかの検証を行うことなく、漫然と危険を放置しているに過ぎない。これに対し、RBAは、具体的にマネジメントの手法を示している。RBAは、リスクとベネフィットを併記し、「許容可能なリスク」を管理者自身が判断していくという手法である。これは、「遊びの価値」を尊重しようという規準の理念とも合致し、その上で、公園の管理者がリスクをどう扱うかという決断を容易にするものである。

【考察】

遊具の安全規準は、法的拘束力のない指針であることから、それを守るか否かは管理者の判断に委ねられる。換言すれば、その必要性が十分に認知されない限り、実行されることは困難であろう。安全対策に大きな遅れのある我が国の遊び場が、地域のニーズに合わせたマネジメントされるためには、リスクの特定、見積り、評価というリスクアセスメントの手法を具体的に示し、より分かりやすいものをする必要がある。